

## 生活保護事務の不適切な処理に係る 損害賠償について

### 1 不適切な処理に係る金額

令和5年9月29日に保健福祉委員会で報告した生活保護事務の不適切な処理に係る金額が下記の通り確定した。

事案	要因	金額	対応
(1)保護費 一部未支給	収入減の変更処理未実施	4,907,663円	→2へ
(2)保護費 過払い	ア 家賃減の変更処理未実施	609,320円	返還手続実施
	イ 年金増の変更処理未実施	419,944円	
	ウ 収入増の変更処理未実施	465,983円	
	エ 収入増の変更処理未実施	921,175円	
(3)保護費 立替払い	ア 葬儀代立替	353,930円	保護費により 支払い
	イ 保護費・アパート更新料立替	170,000円	

### 2 損害賠償について

「1 (1)保護費一部未支給」金額の内訳

内訳	金額
時効前分	3,407,269円
時効分	1,500,394円
合計	4,907,663円

(1) 時効前分の3,407,269円については、生活保護費として本人への支給を完了している。

(2) 時効分については、保護費としての支払いが出来ないため、相手側と和解の上、国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償金として、1,500,394円を支払う。

### 3 補正予算額(案)

1,501千円

### 4 今後の予定

令和6年6月24日 企画総務委員会 和解及び損害賠償額の決定に関する議案の審議